

令和2年6月19日

7月17日付宅建法定講習について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）が決定されたことを踏まえ、宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示がありました。

それに伴い、国土交通省より、宅地建物取引士に対する法定講習について、当面の間、教材を交付し、自宅学習及び効果測定により法定講習を行うこととする方針（特例措置）が示されるとともに、4月10日には、国土交通省より、4月7日の緊急事態宣言と基本的対処方針の改定を踏まえ、原則郵送による対応とする旨の通知がありました。

そこで、7月17日付宅建法定講習を下記のとおり郵送による対応を実施しますのでご確認ください。

記

1. 当協会から事前（7月13日迄を予定）に教材一式と学習報告書・効果測定問題、返信用封筒等を送付いたします。
2. 従前の「宅建取引士証」等の提出
従前の「宅地建物取引士証」（所持されている場合）を7月20日（月）（必着）までに返信用封筒（1.に同封されている青色レターパック）にて当協会へ郵送ください。
3. 学習方法及び「学習報告書」・「効果測定」の提出
「学習報告書」への記入・署名と「効果測定問題」への解答記入を行い、2.の青色レターパックに同封してください。
4. 新しい「宅地建物取引士証」の交付
2、3の提出を確認後、ご自宅ご住所に郵送いたします。

なお、2.及び3.の期限内の提出をもって受講されたものと判断いたします。期限内の提出がない場合は、新しい「宅地建物取引士証」の発行・交付ができませんのでご注意ください。

送付先 〒100-6017 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル17階
(一社)不動産協会 宅建法定講習センター 宛

以上

本件に関する問い合わせ先：03-3581-9425（不動産協会宅建法定講習センター）
（ただし当面の間、センター事務局の業務日時が通常と異なりますのでご注意ください）